

質問に対する回答について

工事名) 磐越自動車道 牧野橋塗替塗装工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回 答
1	足場工(吊足場・昇降足場)において、両橋梁とも昼間施工かつ橋梁下側からの施工と考えてよろしいでしょうか。(数量明細表に交通規制工の記載がありませんので、高速道路の本線規制等は実施しないと考えるよろしいでしょうか。)	牧野橋・北石田川橋ともに昼間施工かつ橋梁下からの施工を想定しております。
2	上記の場合、足場架設にラフタークレーンの使用が想定されます。本線(橋面)側から橋梁点検車を使用して施工を行うより施工日数が大幅に必要となる恐れがあります。変更協議の対象でしょうか。	公告図書の条件をもとに施工計画を立案してください。なお使用機械は指定しておりませんので設計変更の対象となりません。
3	牧野橋については、下からの足場架設は困難な状況が想定されます。本線を規制して足場架設を行うことは可能でしょうか。また、変更協議の対象でしょうか。	予期し得ない現地状況のため変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は、協議の対象となります。
4	足場工の施工及び足場内出入りを橋梁下部からとすると、一般道から橋梁下側(現場)への通行箇所(地盤)が軟弱で工事車両が入れない事が考えられます。敷鉄板設置・撤去等の作業が必要となった場合は、変更協議対象でしょうか。	予期し得ない現地状況のため変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は、協議の対象となります。
5	金抜設計書の塗替塗装(一般部)及び塗替塗装(特殊部)には、素地調整にて発生する廃材に対する「回収・積込み」の費用は計上されてますでしょうか。当初計上されていない場合は、変更協議対象となりますでしょうか。	集積箇所への回収・積込みに要する費用は塗替塗装の単価に含みます。集積箇所から処分場への運搬・処分に要する費用は廃塗膜処分の単価に含みます。なお処分場・受入条件などが特記仕様書 11-1 (3) と異なる場合でも設計変更の対象となりません。
6	一般道から橋梁下側(現場)への通行箇所が狭く、大型クラスの工事車両は通行不可が想定されます。中型(4t)クラスの工事車両で小運搬等を行う場合は、変更協議可能でしょうか。	進入路は、特記仕様書 5.「関連施設その他の関係」に示す道路となります。使用車両等は記載道路の規格に適合するもので計画してください。予期し得ない現地状況のため変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は、協議の対象となります。
7	河川協議は協議が完了していると考えてよろしいでしょうか。また、河川区域内に足場等仮設物の設置がある場合、H.W.L より設置位置が高いとしても非出水期以外の設置が認められないことがあります。関係機関との協議は完了していると考えてよろしいでしょうか。	河川協議については2022年3月までに完了予定です。なお、河川協議にあたっては契約締結後、貴社の施工計画書を基に関係機関との協議を行います。
8	工期について、冬期の作業休止期間を考慮すると、実働140日程度で足場架設～本施工～足場解体までを行うこととなります。人員不足等による労力確保が難航した場合には、工期の延伸は可能でしょうか。ご教示願います。	人員不足などの労力確保に伴う工期の延期はできません。

9	<p>入札公告説明書2-3に「発注者が示した工事着手期限までの間で、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。余裕期間(工事着手期限):契約保証取得の日の翌日から60日後」とありますが、受注者が設定した工事の始期までの間は、主任(監理)技術者が本工事に関する業務にあたることができなくても差支えございませんか。(必要な準備は受注者が責任をもって行う。)</p> <p>例えば、受注者が工事の始期を「契約保証取得の日の翌日から60日後」に設定し、その始期の直前まで主任(監理)技術者が他の工事に従事していたとしても、始期から専任で配置できれば差支えございませんか。</p> <p>また、現場代理人についても主任(監理)技術者と同様に、工事の始期から専任で配置できればよろしいですか。</p>	<p>特記仕様書6-2-4「工期」に記載のとおり、余裕期間内は、主任技術者又は管理技術者を設置することは要しません。</p> <p>なお、現場代理人は、契約締結後すみやかに配置が必要となります。</p>
10	<p>「牧野橋 耐震連結装置①～⑥」につきまして、こちらは既設物の塗替塗装を行うということでしょうか。その場合ですが、塗装範囲および数量をご教示いただきたいです。</p>	<p>牧野橋 耐震連結装置については、塗替塗装の施工の対象外です。</p>
11	<p>剥離剤用養生設備工につきまして、供用月数をご教示願います。</p>	<p>貴社の施工計画に基づき、必要な供用月数を算定してください。</p>
12	<p>工事の進入路および施工ヤード等が示されておきませんが、どのように計画されておりますか。差し支えなければお教えください。</p>	<p>進入路は、特記仕様書5.「関連施設その他の関係」に示す道路となります。施工ヤードは、貴社の施工計画に基づき検討してください。</p>
13	<p>特記仕様書 5.関連施設その他の関係(1)道路関係につきまして、農道牧野線は橋梁周辺の舗装されている道路を指しておりますか。または、橋梁下までつづく舗装されていない道も含まれておりますか。</p>	<p>農道牧野線は、橋梁周辺の舗装道路になります。なお、農道牧野線から牧野橋高架下までの未舗装道路は当社敷地になります。</p>
14	<p>樹木伐採、施工ヤード整備、敷鉄板設置撤去等の準備工および雑工事に要する費用は計上されておりますか。また、計上されていない場合は協議対象になりますか。</p>	<p>樹木伐採、施工ヤード整備、敷鉄板設置撤去については計上していません。</p> <p>なお、特記仕様書17-1「設計図書の変更及び追加について」に記載のとおり、監督員が指示した場合には協議の対象となります。</p>
15	<p>仮設工図のほかに、施工計画図のようなものはございませんでしょうか。差し支えなければご教示いただきたいです。</p>	<p>設計図及び現地状況を踏まえて施工計画を立案してください。</p>
16	<p>橋梁下からの施工が困難な場合、本線上から施工を行うことは可能でしょうか。もし施工可能な場合ですが、吊足場工費は工法変更、交通規制工は追加として協議いただけますか。</p>	<p>予期し得ない現地状況のため変更が生じ、監督員が必要と認めた場合は、協議の対象となります。</p>

17	<p>検査路、排水装置等の橋梁付属物は、設置および撤去に要する費用は計上されておりますか。また、計上されていない場合は協議対象となりますか。</p>	<p>橋梁付属物の設置および撤去は不要と想定しております。</p> <p>なお、特記仕様書17-1「設計図書の変更及び追加について」に記載のとおり、監督員が指示した場合には協議の対象となります。</p>
18	<p>廃塗膜、鉋さい、ケレンかす等を保管するドラム缶およびペール缶は単価項目「廃塗膜処分」に含まれておりますでしょうか。</p> <p>もし含まれていない場合、それに要する費用は協議対象となりますか。</p>	<p>廃塗膜等の処分に必要となる資機材は、廃塗膜処分に含みます。</p> <p>なお処分場・受入条件などが特記仕様書11-1(3)と異なる場合でも設計変更の対象となりません。</p>